

COOP ユーコース。

活動のガイド

2020年ビジョン ～私たちのありたい姿～
「人と人をつなぎ、生きるを支える」



作成：参加と連携推進本部

『2019年度 活動のガイド』目次

■全体概要■

- 1. 2019年度「組合員の参加」の取り組みに向けて P.1
- 2. 組織と役割 P.2

■3県の組合員活動の状況（比較表）■

- 3-1 3県の組合員活動の状況（比較表） P.5
 - (1) 2018年度事業状況
 - (2) 理念・ビジョン活動内容
 - (3) エリアコーディネーター
 - (4) 広報・媒体物
- 3-2 3県の組合員活動の状況（比較表） P.6
 - (5) ユーコープふれんず
 - (6) 学びあい・つたえあい
 - (7) その他県ごとの特徴的な活動
- 3-3 3県の組合員活動の状況（比較表） P.7
 - (7) その他県ごとの特徴的な活動
 - (8) 機関運営（総代関連）
 - (9) その他

■3県統一制度■

- 4. コミュニティルーム使用のお約束 P.8
- 5. 「店舗くらぶ」について P.10
- 6. 「商品おすすめ会」について P.11
- 7. 「食べ知るコープ」について P.12
- 8. 「おうちCO-OPのつどい」について P.13
- 9. 組合員活動傷害事故・見舞金運用手順 P.15
- 10. 事業所長の組合員関係諸会議について P.18

■3 県の組合員活動■

1. かながわ県本部	P.19
(1) 組合員の参加について	
①ユーコープふれんず	P.20
②学びあい・つたえあい	P.20
③その他県の特徴的な活動	P.21
(2) エリア会活動について	
①エリア（会）について	P.23
②エリアコーディネーターについて	P.23
2. しずおか県本部	P.24
(1) 組合員の参加について	
①ユーコープふれんず、おしゃべりひろば	P.25
②学びあい・つたえあい	P.26
③その他県の特徴的な活動	P.26
(2) エリア会活動について	
①エリア（会）について	P.28
②エリアコーディネーターについて	P.28
3. やまなし県本部	P.29
(1) 組合員の参加について	
①ユーコープふれんず	P.30
②学びあい・つたえあい	P.30
③その他県の特徴的な活動	P.31
(2) エリア（会）活動について	
①エリア（会）について	P.31
②エリアコーディネーターについて	P.32

1. 2019年度「組合員の参加」の取り組みに向けて

(1) 持続可能な活動を展開するために、経営状況と照らした身の丈に合う組織と活動の基盤づくりを進めます。

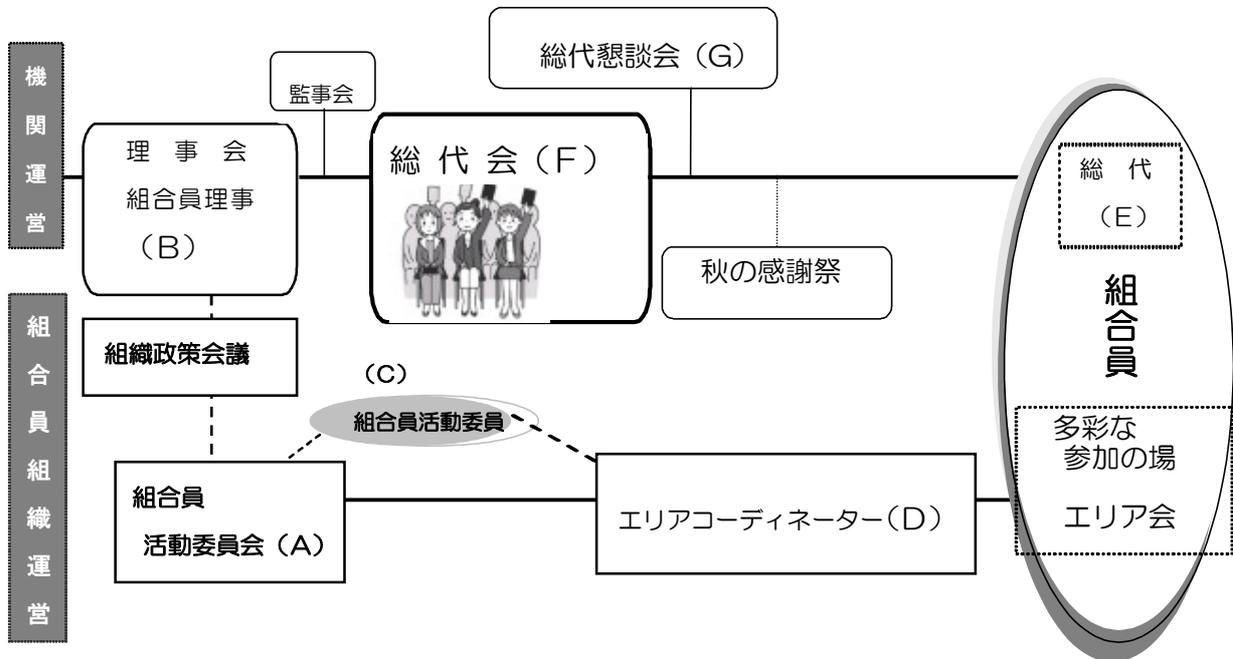
- ①組合員の自主的な活動のつながりや、地域での連携をコーディネートします。
- ②地域性を尊重した活動の支援体制・制度の見直しと効果的な3県展開を図り、持続可能な枠組みでの活動を進めます。
- ③タスク報告に基づき、総代の新たな担い手が広がる選出と運営の実践を進めます。

(2) テーマは「商品活動」と、「安心して暮らせる地域社会をめざす活動」の2本柱で、幅広い層の新たな参加と参画を促進します。

- ①商品を通じたつながりの場から、より豊かなくらしづくりに貢献し、新たなユーコープファンを広げます。
- ②事業と相互に連携した「安心して暮らせる地域社会をめざす活動」で、行政や諸団体とともに、くらし・地域・社会を包括できるネットワークづくりをめざします。

2. 組織と役割

ユーコープの組合員活動はに経営基本方針に基づき、理事会で方針化し、組合員活動委員会の確認のもと、方針を具体的に展開していきます。



A 組合員活動委員会（県ごとに開催）

- 県本部長、組合員理事、組合員活動委員、県本部職員が出席し、総代会方針および理事会方針に沿った組合員活動や商品活動の課題を、県単位で具体化します。
- 行政や諸団体などとのネットワークを広げ、前項で具体化された課題を県単位で推進します。

B 組合員理事

- ① 組合員の視点で理事会の意思決定に参加します。
- ② 理事会において有識者理事とともに業務執行や財産管理の状況を監視・監督します。
- ③ 組合員が行なう活動の方向性について理事会方針との整合性を図ります。
- ④ 行政や諸団体、日本生協連、県連の委員などの役割を担います。

C 組合員活動委員

- 理事会で選任し、1期2年の委嘱契約。総代にはなれません。
 - ① 組合員活動委員会に出席し、総代会方針・理事会方針に沿った組合員活動や商品活動の課題を県単位で具体化します。
 - ② 県ごとに課題に取り組み、行政や諸団体などとのネットワークを広げます。
 - ③ エリアコーディネーターへ課題を伝え、エリアで具体化するための支援をします。
- * 組合員活動委員の具体的な役割については県ごとに定めます。

D エリアコーディネーター

エリアのサポート役組合員で1期1年の委嘱契約。役割や配置人数などは、各県ごとに定めます。

かながわ P23、しずおか P28、やまなし P31～P32 に詳しく掲載

E 総代

組合員の声をユーコープの運営に生かすため、総代が組合員の代表として、ユーコープの方針や予算などの決定にかかわります。

- 懇談の場で意見や感想を出す：ユーコープを利用したり、活動に参加して、感じていることを伝えます。自宅から声を届けることもできます。
- 総代会で議決する：ユーコープで最も大切な会議。1年間の方針や予算などを決めるため、総代が議決に参加します。
- 毎日の暮らしの中で確認する：利用したり参加をするなかで、組合員の声の商品・サービス・活動に反映されているか、また方針や計画が実現されているか確認します。

任期と定数 任期は1年。定数は定款で定められ、さらに選挙区ごとに定数が割り当てられています。

(2019年度は550人(*1右表参照))

募集

年1回立候補を呼びかけます。組合員歴にかかわらず「ユーコープを良くしていきたい」と思う組合員なら、誰でも立候補することができます。



F 総代会

- ユーコープで最も大切な会議。1年間の方針や予算などを決めるため、総代が議決に参加します。通常総代会は毎年6月に開催されます。
- 生協法では、組合員の数が500人をこえた場合は「総代会を設けることができる」とされており、代表(総代)を選び、意見や要望を総代に託して決めることができます。

G 総代懇談会

- ユーコープから総代の皆さんに、事業や活動の取り組み状況を報告します。
- おうち CO-OP やお店などを利用して、商品を使ってみて、また組合員活動に参加して、感じたことや意見を気軽に出し合います。

* 1 : 総代の定数 (2019 年度)

選挙区	組合員数	総代定数
神奈川県	1,179,278	306
静岡県	525,777	171
山梨県	58,036	73
合 計	1,763,091	550

- 具体的な総代選出の推進は、選挙区内のエリアごとに総代選出目安数を決めて行います。
- 総代は各エリアから必ず選出します。

3-1 3県の概要と組合員活動の状況（比較表）

※網掛けは3県統一の内容です。

項目	かながわ県本部	しずおか県本部	やまなし県本部
(1) 2018年度事業状況			
組合員数	177万7千人（2019年3月20日）		
供給高	1,666億円		
事業所数（2019年3月21日）	店舗数 大型14、中型31、小型35	店舗数 大型6、中型9、小型2	店舗数 中型1
	宅配センター数 15	宅配センター数 12	宅配センター数 2 配送所 1
	配食センター数 15	配食センター数 10	配食センター数 2
(2) 理念・ビジョン活動内容			
理念・ビジョン	基本理念：「人－社会－自然」の調和ある平和な社会の実現に貢献する 2020年ビジョン：人と人をつなぎ、生きるを支える		
商品活動	商品をまん中にして、産地見学、試食会、アンケートやグループインタビューなどの商品活動を進めています。		
社会的役割発揮	ユーコープの社会的役割発揮を大切に、この間、東日本大震災復興支援の取り組みやユニセフの緊急募金、みるくぼきん、環境活動などに取り組んでいます。		
行政・諸団体とのつながり	3県別に、地域の実状に応じて、行政や諸団体とのネットワークを大切に、防災・福祉・環境・食育・平和などの活動を進めています。		
(3) エリアコーディネーター			
人数	66人	36人	6人
1エリア人数	4～5人	4人	3人
エリア数	16エリア	9エリア	2エリア
期間と任期	当年9月21日～翌年9月20日 任期は1期1年	当年3月21日～翌年3月20日 任期は1期1年	当年3月21日～翌年3月20日 任期は1期1年
エリア内の会議体	月1回地区運営会議 エリアコーディネーター会議	月1回地区運営会議	月1回エリアコーディネーター会議
(4) 広報・媒体物			
共通で発行	機関誌m i o	発行：前月最終週の月曜日	
県別イベント情報	ぷらすm i oかながわ県版	ぷらすm i oしずおか県版	ぷらすm i oやまなし県版
その他県別媒体	①m i oふれんど:個人登録者を対象に情報の提供（ぷらすm i oを届けます） ②ホームページ ③WEB版エリアニュース	①ホームページ ②WEB版エリアニュース	①ユーコープふれんずメンバーにつうしんを年4回発行・郵送 ②ホームページ ③WEB版エリアニュース

3-2 3県の概要と組合員活動の状況（比較表）

項目	かながわ県本部	しずおか県本部	やまなし県本部
(5) ユーコープふれんず			
数	ユーコープふれんず501 メンバー数4,329人	ユーコープふれんず250 メンバー数1,793人	ユーコープふれんず27 メンバー数182人
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーコープを通じて、くらしをより豊かにするために、一人ひとりの思いや願いを持ち寄りみんなで形にしていく場 ・3人以上の組合員で登録し、例えば、料理・手芸・子育てなどをテーマにくらしを楽しむ活動や、平和・環境・福祉など社会的なテーマに基づく活動があります。 ・これらの活動は、商品の試食などを通じてユーコープの取り組みや商品への関わりを大切にします。 		
共通の制度	<ul style="list-style-type: none"> ①ユーコープの集会室を優先的に使用 ②有料会場費支援 1回1,000円を上限、年間10,000円までとし、回数制限は設けない ③組合員活動傷害事故見舞金制度 		
登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ①組合員でも未組合員でも登録できますが、1チーム3人以上の組合員で登録します。 ②メンバー構成は未組合員の割合が過半数とならないようにします。 ③メンバーの過半数が他のユーコープふれんずと重複する場合は登録できません。 		
商品活動への補助	<ul style="list-style-type: none"> ①メンバー1人当たりの補助金額は1回200円、年間回数12回を上限とします。 ②1チームの年間上限金額は20,000円とします。 *しずおかは現在1チーム年間30,000円の中で試食品代補助と会場費支援を行っています。例えば、試食商品補助20,000円+会場費支援10,000円のようになります。 ③補助の対象は未組合員も含めたメンバー全員とし、多くの人へ広く有効に活用できるようにします。 *未組合員は「商品のおためし」という意味合いで、登録1年目（年度ごとで起算）は試食品代を補助しますが、2年目からは補助の対象外とします。 		
(6) 学びあい・つたえあい			
制度の内容	<p>組合員が持つ多彩なキャリアを生かして、組合員同士がお互いに「知っていること、知りたいこと」を、気軽に「学びあい・伝えあう」ことで、楽しみながら豊かなくらしやつながりを広める一助となるための制度。 講師料は1回2～3時間を目安に3,000円</p>		
講師数（2018年度）	36人	86人	9人
(7) その他県ごとの特徴的な活動			
福祉たすけあい	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーカーズコープ ・リングリングの会 ・たすけあいネットワーク協議会 ・くらしたすけあい活動（ちょボラ） ・たすけあいネットワーク窓口センター ・認知症サポーター養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人ワーカーズコープ夢コープと連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人おてっとと連携
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てひろば8店舗 ・一時保育サポーター制度（保育サポーター登録52人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい♪子育てひろば5店舗 ・保育はNPO法人夢コープと連携 ・一部地域一時保育サポーター制度スタート（保育サポーター登録80人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てひろばはない ・一時保育サポーター制度（保育サポーター登録17人）
灯油運動	取り扱い終了	19社と提携 11月～3月 半月に1回灯油価格の決定	取扱いなし
被災地支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ①東日本大震災を忘れないこと、②被災地の支援を続けること、③正確な情報発信で伝えること、④身近な地域の防災・減災を考えることを基本に進めます。 ■東日本大震災復興支援募金 → 2017年度より被災地復興支援募金と名称を改め取り組み 福島県への支援活動 コープふくしまが取り組む応急仮設でのふれあいサロンへ組合員・職員の支援ボランティア参加、福島の被災地の視察、夜の森のさくらプロジェクト 宮城県への支援活動 被災者グループや団体が手作りした復興応援商品の紹介 ■岩手県・宮城県・福島県・熊本の支援活動 「ふれあいサロン」へ、メッセージや各県の銘菓などをお届け ■県内での被災地支援活動や身近な防災・減災を考える取り組み 		

3-3 3県の概要と組合員活動の状況（比較表）

項目	かながわ県本部	しずおか県本部	やまなし県本部
(7) その他県ごとの特徴的な活動			
平和関係	<ul style="list-style-type: none"> ピースリレー ・ 3・1ピキニデー ヒロシマ・ナガサキスタディツアー 平和のつどい ・ 原爆と人間展 	<ul style="list-style-type: none"> 3・1ピキニ実行委員会 静岡県平和行進実行委員会 静岡県母親大会連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> 平和行進 ヒロシマスタディツアー 3・1ピキニデー 山梨母親大会への協力など
平和の募金	<p>■募金期間：6月～8月 寄せられた募金をもとに次年度の平和の取り組みの活用 具体的適用内容 ■ヒロシマ・ナガサキ（募金を使った組合員（子ども含む）の代表派遣：3県対象）募金実績と、募集人数計画をもとに、一人あたりにかかる費用の20～30%程度を自己負担とし、残りを募金から支出します。 ■3.1ピキニデー、9.23焼津行動（ユーコープが派遣を決めた組合員参加者：3県対象）募金実績から募集人数計画を決定し、一人あたりにかかる費用の20～30%程度を自己負担とし、残りを募金から支出します。（2017年度取り組む「平和の募金」から変更、実質2018年度から） ■あらかじめ組織内で確認された被爆者支援や語り継ぐ（広げる）活動の例としては、「原爆と人間展」などが該当し、募金を適用します。（現行継続）</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ヒロシマ・ナガサキ平和スタディツアーに活用 原爆と人間展への開催のための支援 被爆体験の証言をDVDなどに保存し、未来へつなぐ取り組み支援 	平和行進、ヒロシマ・ナガサキ平和の旅、3・1ピキニデー、9・23焼津行動などの参加交通費などを募金の中から補助	<ul style="list-style-type: none"> ヒロシマスタディツアーに活用 3・1ピキニデー組合員参加に活用
地域でのまつり (虹のまつり・地域ふれあいまつり等)	地域でのまつりは、地域の団体とのネットワークの広がりの中でエリアの判断で開催。25会場にて開催。形式は地域ふれあいまつりとして実行委員会形式や行政主催のまつりに出店という形などさまざま。エリア会が主体または、行政の祭に参加。	目的：地域の中でユーコープをお知らせし、組合員とその家族をはじめ地域の方々と楽しくふれあう場。 地域や事業所を単位に、実行委員会形式で開催。財政支援は、店舗開催、地域開催ともに3万円上限	<ul style="list-style-type: none"> 県民の日記念行事に出展 昭和町「エコしょうわ」に出展
(8) 機関運営（総代関連）			
総代の役割	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の目で確認する。 方針に対して意見を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> 総代会で議決する。 	
総代選出	総代定数550人 ※2019年定数（神奈川県306人）	（静岡県171人）	（山梨県73人）
	エリアコーディネーターと県本部・エリア事務所パート職員を中心に事業所と連携を組んで立候補を呼びかけている。	エリアコーディネーターと県本部・地区事務所パート職員を中心に事業所と連携を組んで立候補を呼びかけている。	エリアコーディネーターと県本部を中心に事業所と連携を組んで立候補を呼びかけている。
総代会までの流れ	①6月～7月 総代選挙 ②9月 総代オリエンテーション ③2月～3月 春の総代懇談会 ④5月 初夏の総代懇談会 ⑤6月 通常総代会		
総代への情報提供	総代つうしん、ホームページ「総代ルーム」（総代のみ閲覧）、10月の秋の感謝祭、総代限定企画		
(9) その他			
一時保育サポート	対象年齢：生後6カ月～未就学児		
組合員活動についてのガイドブック	活動のガイド、商品活動のしおり		
	<ul style="list-style-type: none"> エリアコーディネーターのしおり ユーコープふれんずのしおり 組合員活動のしおり 	<ul style="list-style-type: none"> エリア会活動のしおり ユーコープふれんずのしおり 虹のまつりのしおり 	<ul style="list-style-type: none"> ユーコープふれんずのしおり オープン企画のしおり
店舗コミュニティルームの使用料	組合員の活動については無料		
	諸団体が使用する場合は1室につき1時間500円		

4. コミュニティルーム使用のお約束

1. 使用目的

コミュニティルームは、組合員のくらしを守り豊かにするために、組合員が気軽に交流し合い、活動を通じて地域社会の生活、経済、文化の向上に役立つように使用します。

2. 使用許可

- (1) 理事会決定の諸会議以外の使用については事業所に申し込み、所属長が「コミュニティルーム使用のお約束」に基づき許可します。
- (2) 以下に該当する場合は使用できません。
 - ①ユーコープ以外の物品販売目的の利用
 - ②特定政党への支援活動、または候補者の支援活動
 - ③特定団体の営利活動のための会合
 - ④布教を目的とした活動
 - ⑤重量物・危険物の持ち込み
 - ⑥その他管理責任者がユーコープとして取り組むことが適切でないと判断したもの

3. 使用優先順位

使用申し込みが、重複した場合は以下の優先順位によって使用を許可します。

- (1) 理事会・組合員活動委員会が必要と認める会議および催し
- (2) 年間で日程が確定している業務上必要な会議および計画された行事
- (3) エリアコーディネーターが主催または共催（実行委員会含む）する会議および催し
- (4) ユーコープふれんずの活動
- (5) (4) 以外の組合員の自主活動
- (6) 諸団体の使用（*1）

*1：諸団体の活動とは、主催や集まりの目的がユーコープの諸活動でない場合です。
（そのメンバーの構成員に組合員がいるかないかではありません）

4. 使用時間

- (1) 使用時間は午前9時より午後8時（小型店は午前9時より午後7時）とします。
 - *休憩室のない小型店の場合、職員・パート職員の休憩時間中は使用できない場合があります。
 - *使用時間については、所属長が必要と認めた場合、時間外の使用を認める場合があります。
- (2) 事業所の休業日は使用できません。ただし、所属長が必要と認めた場合、使用を認める場合があります。

5. 申し込み

- (1) 申し込みの受け付けは、所属長の管理とします。基準は下記のとおりとしますが、所属長の判断により運用を変更する場合があります。

- (2) 3. の(1)(2)(3)以外については、原則2ヵ月前から申し込みを受け付けます。(6)の諸団体の申し込みは原則1ヵ月前からの受付とします。
利用回数については1ヵ月2回までとします。

6. 備品の管理

コミュニティルームの備品管理責任者は所属長とします。

7. コミュニティルームの使用料

- (1) 諸団体が使用する場合は1室につき1時間500円とします。なお、使用料の有無について、所属長の判断により運用を変更する場合があります。(諸団体の使用以外は無料)
- (2) 使用料は店舗サービスカウンター(受付)で精算します。
*事後精算を基本としますが、事前精算をお願いする店舗もあります。
- (3) 諸団体の使用以外は無料とし、冷暖房費などの費用も徴収しません。

8. 管理責任者

管理責任者は、所属長とします。所属長不在の場合は代理の者とします。

9. コミュニティルーム使用日程表

事業所の受付に日程表を備え、事業所が管理します。

10. 使用上の注意

コミュニティルーム使用者は次のことを遵守して使用しなければなりません。

- (1) コミュニティルームでの飲酒および喫煙はしないこと。
- (2) 使用後は清掃し、使用した器具、備品を原状に戻し、チェックリストで点検し店舗サービスカウンター(受付)に終了届けを提出します。
- (3) ガス栓、ストーブ、湯沸し器などの火の始末について特に注意すること。
- (4) 持ち込んだ備品やゴミなどについては持ち帰ること。
- (5) 以上の事項が守れない場合は使用をお断りする場合があります。

11. 損害の弁償

施設、器具、備品に損害を与えた場合は、その損害について使用者に全額弁償していただきます。

2015年3月21日施行

2016年3月21日改定

5. 「店舗くらぶ」について

1. 位置づけ

- (1) 組合員の「店舗を応援したい、支えたい」という想いを実現するために、組合員自身が自主的に店舗と連携を図りながら活動を行うための制度です。
- (2) 店舗を応援することを目的として定め、組合員の自主的組織である「ユーコープふれんず」とは異なる位置づけとします。

2. 結成と構成

- (1) 1店舗につき、1店舗くらぶとします。
- (2) 事務局は店長が担います。
- (3) 組合員3人以上で結成できます。
結成にあたり、メンバーの名簿を店長が県本部に提出します。
- (4) 窓口になる方(1名)と会計を置きます。リーダーなどはメンバーで相談して置くことができます。
- (5) 登録は出入り自由です。参加を希望する組合員はだれでもメンバーになることができます。
- (6) 職員、組合員理事、組合員活動委員、エリアコーディネーターは登録できません。
*店舗くらぶのメンバーは、ユーコープふれんずにも登録できます。

3. 活動

- (1) 活動の内容は、メンバーが主体的に店長と相談して決めます。
- (2) 店舗を応援・支える活動であれば(営利目的や経費補填などでない活動)、活動内容は問いません。たとえば、商品の店頭試食、クイズラリー、店頭商品学習会、チラシやPOPづくりなど
- (3) 情報共有のため、活動の報告(写真や取組内容、工夫した点など)を専用報告書で送ってください。ホームページ内の「店舗くらぶ」で紹介させていただきます。

4. 財政

- (1) 財政は、県本部の教育文化費から年間3万円を上限に以下の費用について支出することができます。
 - ・メンバーの試食品代(定例会での試食品など)
 - ・活動に必要な消耗品、活動のお知らせに関わる作成費用
 - ・メンバーの交通費(実費)、通信費など
 - ・店舗の周年祭の出展に関する費用
- (2) 店内での商品おすすめ活動に使用する試食品は、「商品おすすめ会」の制度を使います。
- (3) 財政については年1回、3月20日までに会計報告を県本部に提出し、監査を受け、残金は返却します。

施行日 2015年3月21日施行

6. 「商品おすすめ会」について

1. 位置づけ

店舗や地域で不特定多数の方を対象に、「お気に入り」「ぜひ知ってほしい」ユーコープの商品を広くお知らせする活動です。

2. 結成と構成

組合員3人以上で結成できます。

開催する店舗の職員・パート職員は、3人のメンバーとしては登録できません。

3. 活動

- (1) 3人集まったらおすすめ会の詳細を組合員と店長（事業所長）で相談して決め、開催します。ユーコープが試食代などの財政補助をします。
- (2) 事業所以外（公民館・マンションの集会場・コープケーション・まつりでのおすすめ会など）で行う場合は、各県本部または、組合員参加推進部までご相談ください。

4. 補助について

おすすめ会用試食代（試食にかかる皿や箸などの消耗品を含む）を月1回（同一メンバーで）、1回上限3000円を補助します。（実費金額）

5. 注意点

- (1) 主催する組合員の交通費や昼食費には使えません。
- (2) 同一メンバーによる開催は月1回とします。
- (3) 衛生上、試食は必ず有人で行います。

6. 開催の手順（店舗で開催する場合）

- (1) 申し込み
組合員が店長に申し込みます。
- (2) 試食購入
開催日時にあわせユーコープのお店で商品を購入します。
- (3) 開催
食品衛生管理に注意し実施します。
- (4) 報告
終了後、所定の報告書と購入したレシートを組合員が店舗経由で組合員参加推進部に提出します。

2015年3月21日施行

7. 「食べ知るコープ」について

- 「見て・触れて・食べて（使って）・学ぶ」をコンセプトにユークープで扱う商品を試して、その特徴や良さを知り、各自のニーズにあう商品選択を支援する場として開催します。
- 食べ知るコープの開催は、商品を中心とした具体化として、商品試食費補助金額は「1人500円（計画人数）を上限、1企画10,000円まで」開催回数は年2回までとします。ただし、一回の同一企画を複数会場開催可とします。
- エリア会が主催する「食べ知るコープ」食べ比べや商品学習など、さまざまなアイデアで開催しています。



8. 「おうちCO-OPのつどい」について

1. 目的

- (1) 組合員活動と事業（全事業）との連携の場とします。
- (2) 組合員が事業に関する声を直接事業所長に届ける場とします。
- (3) 事業所長は組合員の声を直接聞き、答え受けとめる場とします。
- (4) おうちCO-OPの具体的な利用について、組合員に伝え理解を深める場とします。

2. めざすこと

- (1) 事業所長が参加者からの意見や質問・要望など生の声を聞き、今後の事業や運営に生かします。
- (2) 組合員の気軽な会話を聞き、それを今後の事業や活動のヒントにするとともに、組合員同士のつながりから、新たな参加者の輪を広げます。
- (3) コープ商品を中心にした試食を通じて、商品に関する声を収集するとともに、紙面でのコメントやコトPOPなど、事業につなげます。
- (4) おうちCO-OPのDVD視聴、カタログの見方、ポイントの貯め方、マイシィ、eふれんず+ポッケアプリの登録・利用の仕方・操作方法など実際にPCを使用した説明を行い、組合員がより利用しやすくなるようにします。
- (5) ユーコープの認知度を向上させるとともに、全事業の利用拡大をつなげ、組合員のくらしに役立つ取り組みとします。

3. すすめ方

- (1) エリア会が主催し、事業所長と調整の上、日時・場所などを設定します。
- (2) かながわは、複数のエリア合同開催も視野に計画化します。
- (3) 組織統括は今年度全宅配センターで開催できるように支援・援助を行います。
- (4) 告知は、ニュース・ポスター・HPなどで行い、幅広い年齢層の参加をめざします。
- (5) 司会・進行はエリアコーディネーターが行います。参加者全員が気軽に声を出しやすいように、組合員自身の利用体験を語り合うなど、運営を工夫します。
- (6) 試食も交えて参加者同士の交流が深まるように進めます。
- (7) 事業所からは、おうちCO-OPでの取り組みや改善事例、より利用しやすくなるように事例の紹介などについて、説明を行います。
- (8) 事業所長は組合員の交流の輪に入り、会話や声に耳を傾け、必要に応じて出された質問・意見にはその場で回答し、参加組合員の満足度を高めます。
- (9) 参加者には当日アンケート記入を記入してもらいます。
- (10) 各エリアの開催回数は年1回とします。

4. 参加対象者 エリアコーディネーター、センター長、組合員、未組合員

5. 会場 地域の状況に応じて、宅配センター・店舗・公共施設を使用します。

6. 費用 3県一律の取り組みとして実施し、一人当たり試食代を一律とします。 参加予定者数×200円の試食代と会場費をエリア会財政より支出します。

おうちCO-OPのつどい開催の様子

試食や商品学習も交えて、参加者皆さんで交流したり、子どもを対象とした交通安全教室、宅配センターの冷凍庫などの施設見学など、おうちCO-OP宅配センターの施設をフル活用した開催が広がっています。



9. 組合員活動傷害事故・見舞金運用手順

1. 目的

ユーコープの組合員が組合員活動中にこうむった傷害事故の見舞いと賠償責任事故の損害賠償を目的としてこの制度を定めます。

2. 適用範囲

- (1) ユーコープ主催および他団体との主催の諸行事に活動参加した組合員とその家族、およびユーコープ主催の諸行事に協力参加した地域諸団体員を対象とします。
適用範囲は活動参加中の傷害事故および賠償責任事故とします。傷害事故は活動参加のため、自宅と会場の往復途上に生じたものを含みます。
- (2) 諸行事に参加する不特定多数の一般組合員と店舗・おうちCO-OP・その他における商品利用中の組合員は対象外とします。

3. 傷害事故・賠償責任事故とは

- (1) 傷害事故
急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害をこうむった場合
- (2) 賠償責任事故
組合員活動を遂行中に生じた事故に起因して、活動参加中の組合員および他人に対して、身体および財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任をおった場合

4. 傷害事故見舞い金とは

- (1) 死亡見舞い金
ケガのため事故の日から180日以内に死亡した時お支払いします。
- (2) 後遺障害見舞い金
ケガのため事故の日から180日以内に身体に後遺障害が生じた時、その程度に応じて死亡見舞い金の3%~100%をお支払いします。
- (3) 入院見舞金
ケガのため入院した場合、事故の日から180日を限度に「入院日額×入院日数」をお支払いします。また、入院見舞金が支払われる場合、事故の日から180日以内にそのケガの治療のため手術した場合、手術の種類に応じて手術見舞金をお支払いします。
- (4) 通院見舞い金
ケガのため通院した場合、90日を限度に「通院日額×通院日数」をお支払いします。但し、事故の日から180日以内の通院に限ります。

5. 傷害事故見舞い金額

死亡	500万円
後遺障害	後遺障害の程度に応じて 死亡見舞金の3%~100%
入院日額	3,000円
手術	入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10・20・40倍) 1 事故によるケガについて1回の手術に限ります。
通院日額	2,000円

6. 賠償責任事故・損害賠償とは

- (1) 身体賠償 他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます）を与えてしまった場合
- (2) 財物賠償 他人の財物（預かり物は除きます）を損壊してしまった場合
- (3) 財物賠償 他人から預かった物を損壊（紛失・盗難を含みます）してしまった場合

7. 賠償責任事故・補償限度額

身体賠償 1名限度額 3,000万円 1事故限度額1億円（生協負担額1,000円）
財物賠償 1事故限度額 1,000万円（生協負担額1,000円）
預かり物賠償 保険期間中通算500万円（生協負担額1,000円）
現金・貴金属等の貴重品に関する賠償の場合、1事故10万円・保険期間中通算100万円が限度となります。

8. 見舞い金・賠償額を支払わない場合

- (1) 傷害事故
 - ・故意によるケガ
 - ・自殺、犯罪、けんかによるケガ
 - ・疾病・脳疾患・心神喪失によるケガ
 - ・自動車などの無資格運転、酒酔い運転によるケガ
 - ・地震、噴火、津波などの天災によるケガ
 - ・他覚症状のないむちうち症、腰痛など
 - ・その他
- (2) 賠償責任事故
 - ・故意によって生じた賠償責任
 - ・組合員個人が私生活を営むにあたり負担する賠償責任
 - ・同居する親族に対する賠償責任
 - ・心身喪失中の損害賠償責任
 - ・自動車・船・航空機に起因する賠償責任 他

9. 見舞い金・賠償額の請求手続き

- (1) 事故の受付
ユーコープ担当者またはユーコープ事業所に連絡をします。
事業所備付けの「行事保険・生協福祉活動保険 事故通知（証明）書」の記入・提出をもって受付とします。
- (2) 見舞い金の請求
傷害事故の場合、受付後1～2週間程で必要書類が保険会社より直接、組合員に送付されます。組合員本人が請求手続きをします。
- (3) 賠償額(示談金額)の請求
ユーコープ関係部署が相手側と交渉を進め、ユーコープが請求手続きを行います。

10. 保険約款との関係

本制度は損害保険会社と保険契約を結び傷害保険普通保険約款、賠償責任保険普通保険約款

その他特別約款・特約条項の規定により運営されます。

11. 附則

この手順の改廃については組合員活動を管轄する部長決済とします。

2013年8月21日

10. 事業所長の組合員関係諸会議について

2019 年度開催会議

会議名 開催日程（期間）	店長（大・中）	小型店店長	センター長
エリア会スタートの会 4月、かながわ9月	○	○	○
初夏の総代懇談会 5月7日～5月18日	◎	△	◎
第7回通常総代会 6月7日	○	—	○
秋の感謝祭 10月2日～11月3日	○	—	○
春の総代懇談会 2020年 2月21日～3月14日	◎	△	◎

※春・初夏の総代懇談会は、大・中型店店長、センター長は全員、事業所長以外の職員の参加は事業所長が指名

○事業所長 ◎事業所長および事業所職員 △一部事業所長（エリア部長が指名）

エリア代表事業所とエリアコーディネーター会議参加代表センターの廃止と 2019年度からの役割の変更について

これまで、毎年エリア代表事業所とエリアコーディネーター会議参加代表センターを指名してきましたが、経営基本方針に沿った実践が進む中で、エリア会と事業所との連携のあり方も変わってきていることから、エリア代表事業所とエリアコーディネーター会議参加代表センターを廃止し、役割を変更します。

1. 2019年3月20日をもって廃止します。

2. 2019年度からの役割の変更について

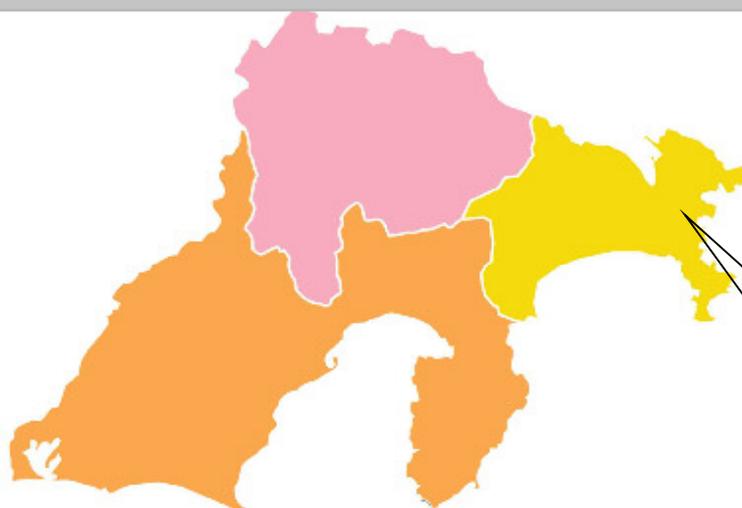
- (1) エリア会の組合員活動と業務の連携は、エリアの全事業所が担います。
- (2) 市区町村の行政および諸団体の対応は、必要に応じて該当の事業所が担います。

3. 変更理由について

- (1) エリア代表事業所長の役割として、「エリア会の組合員活動と業務の連携・調整の窓口」がありますが、経営基本方針に沿った取り組みが進む中で、エリア代表事業所だけでなく、多くの事業所がオールユークoopで関わるようになっており、エリア代表事業所長を指名する意味合いが薄れています。エリアコーディネーター会議参加代表センターも同様です。
- (2) エリア代表事業所長の役割として、「必要に応じて該当する市区町村の行政および諸団体への対応」がありますが、エリアのくくりは行政区ごとではなく、ユークoopの組合員組織のくくりとなっていることから、市区町村の行政および諸団体の対応は、所在地や該当の事業所が対応しており、実態と合っていません。
- (3) この制度は、旧コoopかながわの時の制度で、組織合同の時に3県統一の制度としましたが、しずおか、やまなしの代表事業所が担当するエリアの範囲が広く、特に市区町村の行政および諸団体の対応窓口としては負担が大きく、現状は機能していません。

3 県の組合員活動

かながわ県本部



■かながわ県本部の役割■

県本部は主に以下の役割を担っています。

- ①組合員活動委員会を主催し、県内の組合員組織運営や組合員活動を推進し、ユーコープへの組合員の参加を広げる。
- ②行政・県生協連合会・県内諸団体の窓口機能を担い、地域の社会貢献活動を推進する。
- ③県本部業務を通じて寄せられた組合員の声を受けとめ、事業への反映をはかる。

かながわ県本部では7地区16エリアに分かれ、エリアごとにさまざまな組合員活動や行政・諸団体などとの共同が日常的に進められています。

また、県レベルでは神奈川県生協連、JA・漁協との協同組合連絡協議会、市単位でつくられている生協運営協議会(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・大和市)といった生協・協同組合関係団体や、神奈川県ユニセフ協会、原爆被災者の会、県内各消費者団体等との共同の取り組みを進めています。

お問い合わせ先：生活協同組合ユーコープ かながわ県本部

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 1-1-8 日石横浜ビル 23F

電話 045-305-6116 FAX 045-305-6210

(受付時間 月～金 10:00～17:00)

1) 組合員の参加について

①組合員3人以上の自主的な活動

ユーコープふれんず

組合員が自分たちの要求のもとに自主・自発的に作り、活動する場です。



組合員3人以上で作ります。(組合員3人以上いれば過半数まで未組合員の参加も可能です。将来的にユーコープに加入していただけるようにしましょう)

ユーコープからの支援内容

それぞれの活動の性格に応じた財政支援があります。いずれも登録が必要です

【メンバーだけで行う活動への支援】

以下の項目について年間30,000円(上限)を財政支援します。

①試食代は1回200円×メンバー数を支援します。

(年間12回まで、合計20,000万円が上限)

②会場費1,000円(上限)を年間10,000円まで支援します。(有料の会場を使用せざるを得ない場合)

③ユーコープの集会室(コミュニティルーム)を優先的に使用できます。

(活動のテーマ)
お店を支える会、
絵手紙、ダンス、
手話、書道、子育て
など

【公開の社会的活動への支援】

下記2つの要件を満たし、かつ「公開の社会的活動」財政支援申請が認められた場合

【要件1】ユーコープが進める社会的なテーマに沿った活動であること

【要件2】メンバー以外も対象とした公開の活動であること

①試食代は、上記と同じ支援条件です。

②有料会場・施設を使用した場合の会場費

③講演を行う場合の講師の講師料と交通費

④メンバーの交通費

⑤通信費、コピー代、紙・文具

※この場合でも支援金は30,000円が上限です。

(活動のテーマ)
平和、ユニセフ支援、
福祉、食育、LPA、
商品 など

②組合員の学びあい・つたえあい制度

学びあい・つたえあい

多彩なキャリアを持つ組合員が、それぞれの「知っていること、知

りたいこと」を、組合員どうし気軽に「学びあい・つたえあう」

ことを通じて、楽しみながらくらしをより豊かでうるおいのある

ものにするための制度です。多彩なキャリアを持つ組合員が講師としてさまざまなジャンルのテーマに登録して活動していきます。やってみたかったこと、知っておきたかったこと、気になっていたこと、きっとこの講座の中から見つかるはず... 気の合う仲間と一緒に聞いて学んでみましょう!



講師料と費用の支払い

a. 定額 1回3,000円

b. 講師料は主催者が参加者個人から参加費を徴収して講師に支払います(講師交通費は主催者が負担することも可)。参加者個人の参加費については受益者負担の原則に照らしながら、主催者がその額を決めます。

c. 材料費・資料代、その他の費用は受益者の自己負担(参加費)となります。

テーマ講師 ユーコープの方針にもとづくテーマの講座です。

2019年度のテーマは、商品、食育、平和です。

- ・主催者（エリア会）の財政から支出できます。
- ・ユーコープふれんずの場合は「メンバー以外にも公開した社会的活動」の場合にユーコープふれんず財政から支出できます。
- ・材料費・資料代は自己負担です。

「活動のしおり」の
これが目じるし

〇〇テーマ講師

③その他の県の特徴的な活動

子育て支援

地域の中にもっと子どもの笑顔が増えるように、楽しみながら安心して子育てができる情報を提供し、子育てを応援します。

【子育てひろば】

子育て中の親子が一緒に参加し、おしゃべりをしたり、情報交換をしたり、自由に過ごすことのできる場として、定期的を開催しています。

初めてでも大丈夫！子育てひろばスタッフ（ボランティア）がお待ちしております。

*未就学児とその保護者、プレママ、・プレパパが対象です。

*参加は無料。飲み物やお子さんに必要なものは各自お持ちください。

*事前の予約は不要です。開催時間内は出入り自由、お好きな時間にお越しください。

*一時保育ではありませんので、お子さんだけの参加はご遠慮願います。



平和活動

【取り組むのは、なぜ？】

生協は、戦前にも各地で活動をしていましたが、第二次大戦時に、経済統制下で事業自体が成り立たなくなったことや、爆撃による施設の被害が拡大したことにより壊滅的な状況に追い込まれました。

戦後の再出発にあたり、戦争への反省と平和への強い願いが生協のくらしを守る活動の基盤となっています。

大切にする平和活動の柱

※核兵器をなくそう

※平和憲法を守ろう

※子どもの健やかな成長のために戦争や紛争

・貧困・飢餓のない世界をつくろう



「きっかけづくり」「体験」「つたえあい」などの活動の場として、「スタディツアー」「ピースリレー」「平和の募金」「学習会」「被爆戦争体験証言会」などを開催します。

くらしたすけあい活動

ちょボラ（ちょっとしたボランティア）

「おたがいさま」を基本に困った時に助け合う「有償ボランティア」活動制度で、地域に住むどなたでも利用と活動をすることができます。「ちょボラ」をやってみたい、あるいは利用したい方も「たすけあいネットワークセンター」にお気軽にご相談ください。



たすけあいネットワークセンター

「援助してほしい」「活動に参加したい」「活動を応援したい」「福祉の情報を教えてほしい」といった多様な要望に福祉の総合窓口として対応しています。お問い合わせ内容によって「ちょボラ」活動、ユーコープの福祉事業、ワーカーズコープ、地域の福祉団体につながります。利用者・活動者のために各地域の福祉団体や他生協と情報交換や交流をして内容の向上に努めています。

■お問い合わせ先

電話 : 045-594-7570 FAX : 045-594-7571

受付時間 : 月曜日～金曜日 10:00～17:00（日祭日、お盆・年末年始をのぞく）

ユニセフ活動

生協の「協同」の精神と、子どもたちを支援するユニセフの考え方が一致していることから、組合員の皆さんと支援活動を進めています。ユーコープを通じてご協力いただけるユニセフ支援募金は、一般募金、指定募金、緊急募金があります。

具体的な取り組みとしては、お買物めもの注文書やeふれんず、ポイントを使った募金、店頭の募金箱での募金の他にも、カレンダー募金やハンド・イン・ハンド募金、まつりやバザーでの支援募金などさまざまに工夫して取り組まれています。



さまざまな募金活動

〔平和の募金〕6月～8月実施
ヒロシマ・ナガサキ平和スタディツアー、
原爆と人間展、未来へのメッセージなどの
取り組みを推進するための募金です。

〔災害時の緊急募金〕

国内外の自然災害などで被災された方々の
早期の復旧・復興を支援するための募金
です。送付先としては、日本生協連、ユニ
セフ、日本赤十字社などへの緊急募金毎に
支援先を決めて実施します。

〔ユニセフ支援募金〕

ユニセフの活動全体を支える「一般募金」。
特定の活動分野や地域を指定して支援する「指定募金」は
2019年1月～2023年12月までの5年間「暴力と
虐待から子どもを守るカンボジア指定募金」に取り組み
ます。

自然災害や紛争地域等での被災した子供たちを緊急に
支援する「緊急募金」にも状況に応じて取り組んでいます。



〔被災地復興支援募金〕2011年3月11日に発生した東日本大震災への復興支援のための支援募金に継続して取り組んでいます。
その他「みるくぼきん」「うなぎぼきん」などにも取り組んでいます。

地域のまつり

地域の諸団体や行政とのネットワークの広がりの中で、組合員活動委員会の判断で参加しています。地域のふれあいまつりとして実行委員会形式で取り組んだり、行政主催のまつりに出店という形など、さまざまな形で参加しています。



2) エリア会活動について

①エリアについて

- 川崎1 川崎区、幸区・中原区
- 川崎2 高津区・宮前区、多摩区、麻生区
- 横浜北1 鶴見区、港北区、神奈川区
- 横浜北2 緑区、青葉区、都筑区
- 横浜中1 旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区
- 横浜中2 泉区、戸塚区
- 横浜南1 磯子区、栄区、西区・中区
- 横浜南2 南区、港南区、金沢区
- 県央1 相模原市南区、相模原市中央区、相模原市緑区
- 県央2 大和市、綾瀬市
- 県央3 海老名市、座間市
- 湘南1 横須賀市、三浦市
- 湘南2 鎌倉市、逗子市・葉山町
- 湘南3 藤沢市、茅ヶ崎市・寒川町
- 西湘1 厚木市・愛甲郡、伊勢原市、秦野市
- 西湘2 平塚市、中郡、小田原足柄

②エリアコーディネーターについて

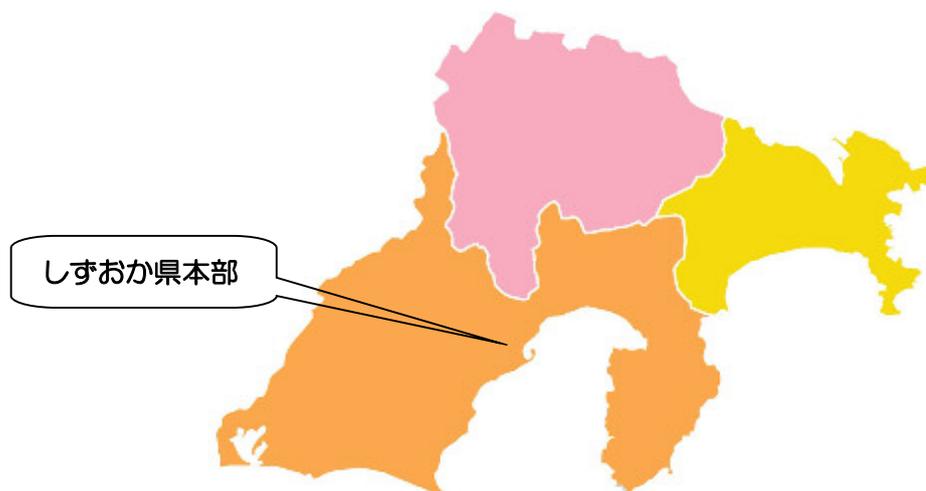
エリアで、さまざまなつどいの開催や行政・諸団体とのつながりを通じて、参加とネットワークづくりを進めるのが、エリアコーディネーターです。公募の組合員の中から理事会で選任し、「組合員の参加」方針を具体化します。エリアコーディネーターは地域で学んだり体験・交流する場をコーディネートします。

〔エリアコーディネーターの役割〕

- ユーコープの方針にもとづく活動を具体化します。
- ユーコープふれんずや組合員個人・未加入者なども対象に、さまざまなつどいの場を企画・運営します。
- 地域諸団体・行政とのネットワークづくりをします。
- 総代選出の推進をします。
- エリアの組合員への情報発信や組合員の声をユーコープに届けます。
- エリア会財政を管理します。
- エリア会の活動の推進について毎月エリアコーディネーター会議を開催し、活動を話し合います。

3 県の組合員活動

しずおか県本部



■しずおか県本部の役割■

しずおか県本部 2019 年度事業計画に基づき、県内 9 つのエリアにエリアコーディネーターを配置し、活動を推進しています。

～しずおか県本部 2019 年度事業計画～

指針 1

組合員の声を聴き、くらしをよく知り、より多くの組合員から共感を得られる組合員活動と広報活動をすすめます。

指針 2

組合員活動や諸会の場への職員参加の推進や店頭でのおすすめ会など、事業と活動が一体となった取り組みをすすめます。

指針 3

食育や健康、安全・安心といった組合員の関心の高いテーマでの組合員参加をすすめ、Uモ二の活用によるユーコープのファンづくりを推進します。

指針 4

地域の取り組みへの参加や平和、環境、被災地支援など、コープに期待される役割に取り組み、地域社会に貢献します。

お問い合わせ先：生活協同組合ユーコープ しずおか県本部

〒420-0031 静岡県静岡市葵区呉服町 1-3-14 Y S 静岡呉服町ビル 8F

電話 054-272-6811 FAX 054-272-6971

(受付時間 月～金 9:30～17:00)

1) 組合員の参加について

①組合員 3 人以上の自主的な活動

ユーコープふれんず

ユーコープを通じて、くらしをより豊かにするために、ひとりひとりの思いや願いを持ち寄りみんなで形にしていける場です。

組合員 3 人以上で登録し未加入者も参加し（組合員がメンバーの半数以上）、料理・手芸・子育てなどをテーマにくらしを楽しむ活動や、平和・環境・福祉など社会的なテーマに基づく活動を行っています。



【ユーコープからの支援内容】

- ・ユーコープの集会室を無料で使用することができます。
- ・登録したメンバーは組合員活動傷害事故・見舞金制度の対象となります。
- 「ユーコープふれんず」に登録すると以下の制度を活用することができます。

【財政補助制度】以下の①②合計で 30,000 円を上限に補助します。

- ①商品の試食品代補助(1人1回200円上限/年間12回まで/年間20,000円上限)
- ②広く参加者を募集するオープンイベント、平和・子育て・福祉・環境・文化活動などの社会的な活動に対して、会場費（有料施設利用費用について1回1,000円を上限に年間10,000円）、交通費、通信費、資料コピー代、消耗品費、講師費用

※チーム主催の催し物などに参加される方への「交通費」は補助できません。

※ユーコープふれんず財政補助制度を受けるチームは「おしゃべりひろば」の制度は利用できません。

メンバーだけで行う趣味、スポーツ、カルチャーなどの活動の支出に関して

財政補助制度はあくまでも補完的なもので、活動はメンバーどうしの自己負担が原則です。特にスポーツ、カルチャー、レクリエーション、趣味の活動は受益者負担を原則とし、活用できる支出項目は、会場費（1回1,000円を上限に年間10,000円まで補助）と、コープの試食代補助(1人1回200円上限/年間12回まで/年間20,000円上限)とします。

おしゃべりひろば

ユーコープふれんず
おためし版

組合員のくらしやさまざまな活動の場面で、ユーコープの事業や商品を話題としていただき、出された声を事業や活動に生かします。

【ユーコープからの支援内容】

- ・コミュニティルームを無料で使用することができます。
- ・試食商品として、参加者1人あたり200円を上限に補助します。
- ※商品は、ユーコープの店舗またはおうちC O O Pで購入していただきます。

※商品は雑貨品も可能ですが、分け合うことを目的とした利用はできません。



②組合員の学びあい・つたえあい

学びあい・つたえあい

組合員が持つ多彩なキャリアを生かして、組合員どうしがお互いに「知っていること、知りたいこと」を、気軽に「学びあい・伝えあう」ことで、楽しみながら豊かなくらしやつながりを広める一助となるための制度です。開催を希望する場合は1カ月前までに、しずおか県本部へ連絡します。



【多彩なコース・メニュー】

コース	メニュー
つくる・たべる	お菓子づくり、手作りパン、簡単料理など食全般に関するコースです。
楽しむ	フラワーアレンジ、ストレッチヨガなど、生活を楽しむ趣味に関するコースです。
くらしのヒント	家計簿のつけ方、風呂敷活用法など、普段のくらしに役立つ知恵や工夫に関するコースです。

③その他県の特徴的な活動

平和活動

核兵器廃絶の取り組みとして「夏休みヒロシマ・ナガサキ平和の旅」の開催、「原水爆禁止平和行進」「9.23 焼津行動」「3.1 ビキニデー」などへの参加を呼び掛けています。「平和の尊さを伝える会」などを開催、平和を学び、組合員同士の交流を目的に地域実行委員会形式による「平和のつどい」の開催などがあります。また、組合員の多彩な要求に基づく活動を支援する「平和の募金」を実施しています。



子育て活動

行政や諸団体（NPO団体）などと連携したネットワークづくりを通じて、多様な関心に応え、地域のコミュニケーションに貢献します。

【ふれあい♪子育てひろば】

買い物ついでに、安心して気軽に立ち寄れる「ふれあい♪子育てひろば」を開催しています。

現在、桜づつみ店、新沢田店、富士中央店、八千代店、小豆餅店の5店舗で月1回2時間を基本に開催。使わなくなった子育て用品の交換市を通じて参加者同士のコミュニケーションも広がっています。



たすけあい（福祉）活動

介護や助け合い事業は、特定非営利活動法人ワーカーズコープ 夢コープと協力関係を持ち、取り組んでいます。

特定非営利活動法人ワーカーズコープ 夢コープ

1991 年旧コープしずおかの委託によるホームヘルプサービスとして、くらし助け合い事業を開始しました。「その人らしい生活の自立支援」を理念として、「どなたでも参加、利用できる、くらしの助け合いホームヘルプサービス」「公的制度に基づく介護保険および障害福祉サービス」「地域での研修開催や講師派遣」「地域福祉のネットワークづくり」の4事業を通して、ふれあいとあたたかさのある地域づくりに貢献したいと、1999 年のNPO法人としての設立を経て現在までヘルパー会員の自主運営による非営利の活動を続けています。

(本部) 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 12-5 丸伸ビル 6 階

電話番号：054-275-1100 F a x：054-275-1133

営業時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

虹のまつり

地域の中で生協をお知らせし、組合員とその家族をはじめ地域の方々と楽しくふれ合う場です。地域や事業所を単位に実行委員会形式で開催しています。事業所を単位に開催する場合、実行委員会は事業所長（店長、センター長）と打ち合わせをしながら開催します。

【ユウコープからの支援内容】

しずおか県本部の経費より、30,000 円を補助します。

【手続きの流れ】

- ① 事業所開催の場合は事業所長と相談し、しずおか県本部へご連絡ください。
地域開催の場合は、直接、しずおか県本部へご連絡ください。
- ② 「虹のまつり開催のしおり」を参照し、必要書類を提出してください。



募金活動

年末には「赤い羽根共同募金」を、3 月には「難病支援募金」に取り組んでいます。



灯油の利用

静岡県内 21 の灯油業者と連携し、灯油の配達サービスを行っています。共同購入（月 2 回、指定曜日、1 回の配達につき 18 リットル 3 缶以上お届け）と個別配達（個別相談により、18 リットル 1 缶からお届け）を選択できます。

※個別配達は個配手数料がかかります。

期間は毎年 11 月～翌年 3 月末日までです。（灯油の利用は配達業者のあっせんです。代金の支払いは現金のみです。）



2) エリア会活動について

①エリアについて

静岡県内を組合員活動の範囲として9つに分け「エリア」と呼びます。

【東部 1】熱海市、伊豆市(旧大仁町)、伊東市、下田市、賀茂郡全域

【東部 2】御殿場市、裾野市、沼津市、三島市、駿東郡、函南町、伊豆市(旧韮山町、伊豆長岡町)

【東部 3】富士市、富士宮市

【中部 1】静岡市全域

【中部 2】藤枝市、焼津市

【中部 3】島田市、牧之原市、榛原郡全域

【西部 1】磐田市、御前崎市、掛川市、菊川市、袋井市、森町

【西部 2】浜松市（北区、天竜区、浜北区、東区）

【西部 3】浜松市（中区、西区、南区）、湖西市

②エリアコーディネーターについて

エリアコーディネーター

エリア会の活動を推進する要となるのがエリアコーディネーターです。各エリア 4 名を目安に選出します。ユーコープと委嘱契約（任期は 1 期 1 年）を結び活動します。

エリアコーディネーターの主な活動

- (1) しずおか県本部の事業計画にもとづく組合員活動を具体化する。
- (2) コープ商品を真ん中に伝え合う場、暮らしに関するテーマで学びあう場などさまざまな参加の場をエリアコーディネーターが中心となり計画および運営する。
- (3) 地域諸団体および行政とのつながりづくりをする。
- (4) 総代選出を推進する。
- (5) エリアの組合員への情報発信および組合員の声をしずおか県本部に届ける。
- (6) エリア会の会計を管理する。

3 県の組合員活動

やまなし県本部



■ やまなし県本部の役割 ■

県本部は主に以下の役割を担っています。

- ①組合員活動委員会を主催し、県内の組合員組織運営や組合員活動を推進し、ユーコープへの組合員の参加を広げる。
- ②行政・県生協連合会・県内諸団体の窓口機能を担い、地域の社会貢献活動を推進する。
- ③県本部業務を通じて寄せられた組合員の声を受けとめ、事業への反映をはかる。

やまなし県本部では、郡内・国中両エリアでエリアコーディネーターを中心に、商品を軸に事業と組合員をつなぐ場づくりを進めています。また組合員活動委員会や、やまなし県本部では県内全域を対象とした多様な企画を推進しています。

やまなし県本部では「山梨県生活協同組合連合会」、「山梨県消費者団体連絡協議会」、「NPO法人やまなし消費者支援ネット」をはじめとする諸団体との連携の他、県内他団体からの期待に応えた食育活動や、協同の取り組みを通して県内における地域社会貢献をめざしています。

お問い合わせ先：生活協同組合ユーコープ やまなし県本部

〒400-0834 山梨県甲府市落合町 59-2

電話 055-243-2440 FAX 055-241-0597

(受付時間 月～金 9:30～17:00)

1) 組合員の参加について

①組合員3人以上の自主的な活動

ユーコープふれんず

メンバー企画を中心に活動

メンバー企画

◆メンバー企画ってなあに？

メンバーの自宅などでコープ商品を試食しながら、こんな商品がおいしかった、こんな使い方がある…などの情報交換や、子育てやくらしの中でのことについて話し合ったり、メンバーでやってみたいことなど、楽しく自主的に取り組む活動です。



《例》メンバー内での商品や子育ての情報交換や商品試食 など

◆登録や活動するにあたって

- *コープ商品を中心とした試食や食べ比べなどを行い、コープの商品を知っていただく機会になるようお願いしています。
- *組合員同士の相互支援として保育サポーターや学びあい・つたえあいサポーターを活用できます。

◆ユーコープからの支援制度もあります。 (4～5 ページ参照)

【支援の基本的な考え方】

- *組合員活動にかかる費用は自己負担や参加者負担を基本としています。
- *その活動を通して、組合員相互の学習・交流・情報交換などが行われるように、ユーコープではその費用の一部を補助・支援しています。
- *事業によって生み出される支援制度です。ルールに基づいて有効活用するようお願いしています。
- *ふらす mio で広く参加を呼びかける企画をする場合 1 企画上限 30,000 円の支援制度もあります。

②組合員の学びあい・つたえあい制度

学びあい・つたえあい

「学びあい・つたえあいサポーター」として講師登録

◆どんな種類のサポーターがいるの？

《 例 》 料理教室やお菓子作り、書道、ベビーマッサージ、ヒーリングハンドケア など他にも登録されています。

◆どんなふうに活動しているの？

- *ユーコープの組合員同士の気楽な学びあい・伝えあいの制度です。
- *地域・他団体からユーコープに要請があった場合、食育などの講師対応も行っています。



お料理教室の講師として活動している企画の様子

◆登録や活動するにあたっては？

- *特に資格などは必要ありません。登録時の研修もありません。組合員であればどなたでも登録できます。
- *他団体の活動をされている場合は、その活動と混同しないように登録時にご説明しています。

③その他県の特徴的な活動

平和活動

核兵器廃絶の取り組みとして「ヒロシマスタディツアー」「原水爆禁止平和行進山梨県コース」「3. 1ピクニデー」などへの参加を組合員に呼びかけています。また、ユークラブふれんずにも平和をテーマに活動されている組合員がいて、県内のそれぞれの地域で平和関連の施設見学や平和をテーマにしたつどいが開催されています。組合員の多彩な声に基づく活動を支援する「平和の募金」を組合員向けに実施しています。



2018年8月4日～5日

保育サポーター

*組合員活動やさまざまな企画の場に、小さいお子さんを持つ方も参加しやすいよう、組合員相互のたすけあいとして一時保育を担当するサポーターです。

◆主な活動内容は？

- *さまざまな組合員イベントや組合員会議で参加者の一時保育をします。
- *そのほか行政や他団体との共同企画で参加者の一時保育をします。
- *保育サポーターへは1時間あたり800円＋交通費をお渡しします。
- *保育対応ありのイベントや会議では、利用する親御さんは無料で保育を利用できます。

2) エリア活動について

①エリアについて

◆山梨県内には2つのエリアがあります。

【郡内】大月市・富士吉田市・都留市・忍野村・
山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村・西桂町・
道志村・上野原市・小菅村・丹波山村

【国中】甲府市・市川三郷町・笛吹市・山梨市・
甲州市・北杜市・韮崎市・甲斐市・昭和町・
中央市・南アルプス市・富士川町・早川町・身延町



②エリアコーディネーターについて

エリア会の活動を推進する要となるのがエリアコーディネーターです。両エリア3名を選出します。ユーコープと委嘱契約（任期は1期1年）を結び活動します。

エリアコーディネーターの役割

- ・ユーコープの方針にもとづく活動を具体化する。
- ・コープ商品を真ん中に伝えあう場、暮らしに関するテーマで学びあう場など様々な参加の場をエリアコーディネーターが中心となり計画および運営する。
- ・地域諸団体および行政とのつながりづくりをする。
- ・総代選出を推進する。
- ・エリアの組合員への情報発信および組合員の声をユーコープに届ける。
- ・エリア会の活動の推進について毎月エリアコーディネーター会議を開催し、話し合う。

問い合わせ先

組合員参加推進部

電話 045-305-6115
(月~金 9:30~17:00)
FAX 045-305-6210